



大阪市 成年後見 支援センター

成年後見制度（法定後見制度）とは…

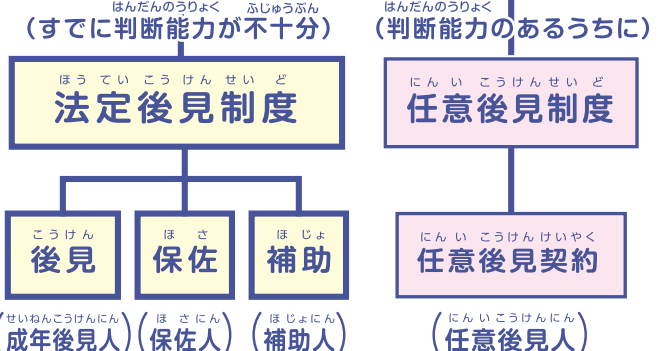
自分らしく安心して暮らすことができるよう、
その人の権利を擁護するために「成年後見制度」があります。

成年後見制度
の概要

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が
不十分なため、自分自身で財産管理や契約などの法律
行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と
思われる成年後見人（保佐人・補助人）を選任し、本人
を保護・支援する制度です。本人の判断能力の程度に
応じて、後見・保佐・補助の3つに分けられます。

この制度の利用にあたっては、本人、配偶者、四親等
内の親族や市長（窓口は区保健福祉センター）などが、
管轄の家庭裁判所へ申立てを行う必要があります。

成年後見制度



大阪市成年後見支援センター
（大阪市社会福祉研修・情報センター）

案内図

大阪市成年後見支援センター（大阪市社会福祉研修・情報センター）

〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号
大阪市社会福祉研修・情報センター3階
大阪市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護担当

●開設日／月～土曜日 午前9時～午後5時（日曜日、祝日、年末年始は休み）

問い合わせ

- 直通電話 **06-4392-8282**
- ファックス **06-4392-8900**
- ホームページ <http://www.wel-osaka.jp/kouken/>



こんなことで
困って
いませんか

- ひんぱんな訪問販売や悪質商法の被害を受けている
- サービスの契約の手続きが難しそう
- 成年後見制度についてくわしく知りたい
- 成年後見等の申立て手続きがわからない…など

成年後見制度の利用に関する相談

成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談に応じます。

● **相談員による相談**（月～土曜日 午前9時～午後5時）
電話や来所により、成年後見制度に関する相談をお受けします。

- 制度のしくみや利用するための手続きに関する相談、申立てに関するアドバイス等を行います。
- 申立てに関する支援が必要な場合は、大阪市、区保健福祉センター、地域包括支援センター、区障がい者基幹相談支援センター等の関係機関や団体と連携します。

直通電話
☎06-4392-8282

「市民後見人」の養成・支援

「市民後見人」の養成と支援をします。

誰もが地域で安心して暮らせることをめざす地域福祉活動として、判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」を養成・支援し、後見制度を活用した権利擁護活動の新たな担い手となっていただきます。

市民後見人養成講座の開催
「市民後見人バンク」の運営
家庭裁判所からの依頼に基づき、市民後見人候補者を推薦（家庭裁判所が選任）
市民後見人の後見活動のサポート

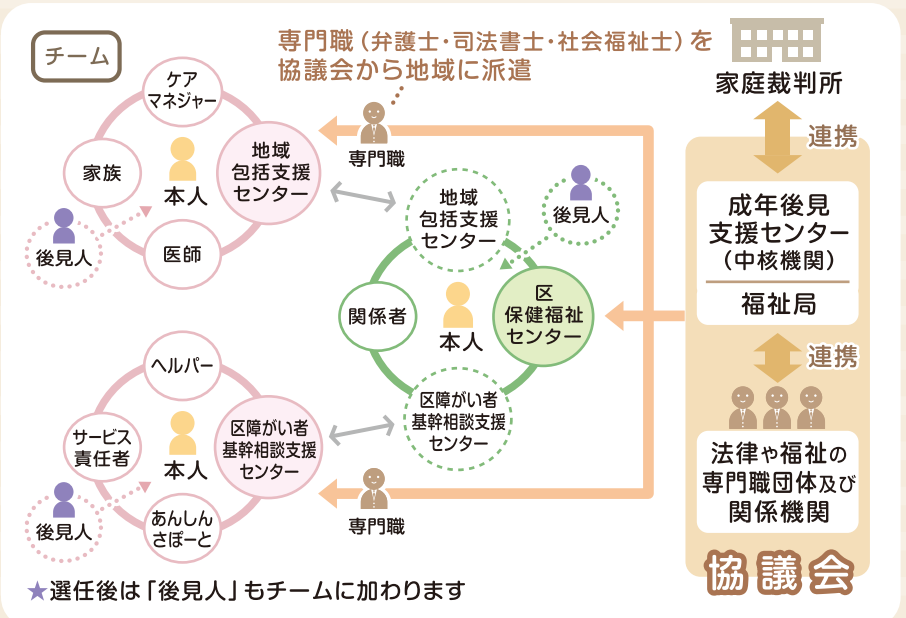
「市民後見人」とは…親族以外の市民による後見人のことです
「市民後見人」ホームページ… <http://www.wel-osaka.jp/ocg/>

広報・啓発

成年後見制度に関する情報発信、講演会や研修会の開催など市民や関係機関の方々に幅広く広報・啓発を行います。

大阪市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」

大阪市成年後見支援センターは、中核機関として大阪市福祉局とともに成年後見制度の利用促進のために「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めています。法律や福祉の専門職団体・関係機関が連携協力する『協議会』を運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみをつくっています。



相談支援機関からの要請に基づき、チームへ専門職を派遣します

権利擁護の相談支援機関★からの要請に基づき、地域で開催されるチーム会議に専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）を派遣し、成年後見制度利用支援の必要性に関する助言、成年後見制度で決できること・できないことの明示、成年後見制度の利用による今後の生活の見通し等を助言します。

★権利擁護の相談支援機関

- 区保健福祉センター
- 地域包括支援センター、総合相談窓口（ランチ）
- 区障がい者基幹相談支援センター
- 地域活動支援センター（生活支援型）

専門職派遣に関する相談 …… ☎06-4392-8214